

鈴鹿市告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

なお、予算の要領については、鈴鹿市政策経営部財政課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月26日

鈴鹿市長 末松 則子

- 1 令和8年度 鈴鹿市一般会計予算
- 2 令和8年度 鈴鹿市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 令和8年度 鈴鹿市土地取得事業特別会計予算
- 4 令和8年度 鈴鹿市介護保険事業特別会計予算
- 5 令和8年度 鈴鹿市後期高齢者医療特別会計予算
- 6 令和8年度 鈴鹿市水道事業会計予算
- 7 令和8年度 鈴鹿市下水道事業会計予算
- 8 令和7年度 鈴鹿市一般会計補正予算（第6号）
- 9 令和7年度 鈴鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 令和7年度 鈴鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）